

仕様書

1 委託業務名

佐賀市観光パンフレット改訂及び印刷製本業務

2 目的

現在、一般社団法人佐賀市観光協会（以下、「委託者」という。）において発行している、佐賀市観光パンフレット「Sagabai “観光” Book」（以下、「パンフレット」という。）については、作製から年数が経過しており、増刷のたびに掲載内容の軽微な修正を実施してきたところであるが、観光トレンドや旅行者の情報収集手段の変化により、パンフレットの役割の見直しが求められている。

紙媒体のパンフレットは、コンベンション等での配布や観光施設等での設置を通じて佐賀市への関心を高める“入口”として活用されており、視覚的に魅力を伝える明快な構成とデザインが重要である。

現行の観光パンフレットは情報量が多く整理に課題があり、市の魅力や観光の全体像が直観的に伝わりにくい。

本業務では、パンフレットの改訂を行い、佐賀市の魅力をわかりやすく効果的に伝え、旅行者の訪問意欲を喚起するとともに、観光消費の拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

- (1) パンフレットの作製にかかる企画立案、構成、編集、ライティング、デザイン、レイアウト、取材、写真撮影、印刷、製本まで一括で実施すること。ただし、時期等の都合により入手困難な写真等がある場合は、委託者が所有する写真等を使用することができる。
- (2) 情報発信ツールとして活用できるもので、思わず手に取ってみたいくなるような、コンパクトかつ視覚的に魅力を伝えるデザインとし、「佐賀市がどんなまちか」をひと目でイメージできる構成とすること。
- (3) 「見たい」「食べたい」「体験したい」など、旅行者の来訪動機につながる要素を盛り込み、情報に優先順位とメリハリを持たせた構成とし、佐賀市の多様な観光資源（イベント、自然、芸術、歴史、文化、特産品等）を魅力的に表現すること。（※参考 佐賀市の主な観光資源・コンテンツについては、別紙のとおり）
- (4) 地図を掲載し、位置関係やアクセスを視覚的に把握できる構成とすること。
- (5) 写真、イラスト、キャッチコピー等を効果的に活用すること。
- (6) 原稿案はすべて委託者の確認・校正を経て決定とする。

- (7) 修正指示があった場合は速やかに対応し、委託者が校了と判断するまで繰り返すこと。
- (8) 進捗報告を随時行い、委託者と協議のうえ業務を遂行すること。
- (9) 上記記載の内容のほか、受託者は、契約金額の範囲内において、委託業務目的達成のために有効な取り組みがあれば、独自提案を積極的にすること。

5 パンフレットの規格等

下記を基本とするが、規格等については自由に提案できるものとし、委託者と協議のうえ決定する。

サイズ等 : A4判もしくはA5判、中綴じ、12ページ程度（表紙を含む）
紙 質 : マットコート紙
刷 色 : フルカラー
部 数 : 50,000部

6 成果品

成果品として、次のものを提出すること。

(1) 印刷物 50,000部

- ・納品部数については、納品部数総数のうち初回納品分として10,000部を納品するものとし、残部については受託者において適切に保管すること。
- ・残部の納品に関しては、その納期、数量および納品頻度等について、委託者と受託者が協議の上決定し、委託者の指示に基づき、随時納品を行うものとする。

(2) 電子データ

- ・AIデータ（アウトライン化前、アウトライン化済みの両方。）
※AIデータはAdobe Illustrator CS6で編集可能なデータとすること。
- ・PDFデータ（Web掲載用に容量を最適化したもの。）
- ・パンフレット作製に使用した写真、テキスト、イラスト等の元データ一式
- ・パンフレットに掲載した事業者等の連絡先（事業者名、担当者名、電話番号、住所、メールアドレス等）一覧

(3) 納品日

令和8年2月10日まで

(4) 納品場所

佐賀市観光協会 佐賀市白山二丁目7番1号 エスプラッツ2階

7 特記事項

- (1) パンフレットのデザイン及び掲載内容については、委託者と協議のうえ決定するため、企画提案による掲載内容及びデザインは変更する場合がある。
- (2) 完成したパンフレットや原版及び本業務により生じたすべての所有権及び著作権法（昭和45年法律第48号。以下「法」という。）上の一切の権利（法第27条

及び第 28 条を含む)は委託者及び佐賀市に帰属するものとし、受託者及び受託者から再委託を受けたものは、本業務に関する事項について、法第 17 条に規定された著作権人格権を行使しないこと。

(3) 前号で記された内容は、受託者が委託者に対し、成果品を引き渡した時点をもって、委託者及び佐賀市に移転する。

(4) 本業務により作製・提出された成果品は、委託者及び佐賀市が自由に二次利用できるものとする。

8 その他

(1) 受託者は業務遂行にあたり、委託者と十分な協議を行ったうえで業務を遂行し、進捗状況を随時報告すること。

(2) 受託者は本業務のすべてを再委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を再委託し、又は請け負わせる場合であって、事前に書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

(3) パンフレットの作製に必要な一切の経費は、委託料に含むものとする。

(4) 成果品は、他者の権利（所有権・著作権・肖像権）を侵していないこと。

(5) 成果品の一部に第三者が有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して必要な手続きを行い、利用料の負担及び責任は受託者において負うものとする。

(6) 成果品の品質については、本仕様書の内容をすべて満たすものであること。委託者より改善の指摘があった場合は速やかに修正を行うこと。また、それに要する経費は受託者が負担すること。

(7) 受託者は、本業務において受託者の帰責事由により発生した事柄に対し一切の責任を負う。

(8) 受託者は、本業務において知り得た事項について漏洩してはならない。また本業務に用いた資料及び成果品等について、委託者の許可なく公表若しくは貸与してはならない。

(9) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、速やかに委託者・受託者協議のうえ、処理すること。

別紙

(参考) 佐賀市の主な観光資源・コンテンツ

カテゴリ	内容
イベント	川上峡春まつり（大和町）
イベント	徐福サイクルロード（桜）
イベント	麦秋
イベント	佐賀城下栄の国まつり
イベント	川上峡花火大会
イベント	ひょたん島公園（ひまわり）
イベント	フルーツ狩り
イベント	佐賀インターナショナルバルーンフェスタ
イベント	サガ・ライトファンタジー
イベント	東よか干潟（シチメンソウ）
イベント	佐賀城下ひなまつり
観光施設	佐賀バルーンミュージアム
観光施設	佐賀城本丸歴史館
観光施設	徴古館
観光施設	大隈重信記念館
観光施設	佐賀市歴史民俗館
観光施設	東よか干潟ビジターセンターひがさす
観光施設	佐野常民と三重津海軍所跡の歴史館
観光施設	筑後川昇開橋
観光施設	レイクサイド北山
観光施設	県庁展望ホール（SAGA360）
特産品	佐賀牛
特産品	シシリアンライス
特産品	丸ぼうろ
特産品	佐賀のり
特産品	有明料理
特産品	エツ料理
特産品	三瀬のそば
特産品	佐賀の酒
特産品	白玉饅頭
特産品	肥前びーどろ
特産品	諸富家具
特産品	名尾手すき和紙
特産品	佐賀錦
特産品	鍋島緞通
宿・温泉	古湯・熊の川温泉
パンフレット情報	うまかブック・宿温泉ブック